

確定申告書用紙に代えて

「確定申告のお知らせ」はがき等

をお送りしています

「確定申告のお知らせ」はがきイメージ

国税庁の取組

- 近年、パソコンやスマホ等を利用した申告が増加しており、税務署から送付した確定申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、確定申告書用紙の送付に代えて、
 - ・「確定申告に必要な情報」（予定納税額など）
 - ・「e-Tax等のご案内」などを記載した「確定申告のお知らせ」はがき又は封書をお送りしております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- **申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがき等をお持ちください。**
- 「確定申告のお知らせ」はがき等が送付される方は、以下のとおりです。

前年の所得税又は消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方

	作成場所	作成方法	提出方法
①	ご自宅等	国税庁ホームページ	e-Tax ^(注2) 又は 書面
②	税務署の申告会場	申告会場のパソコン	
		ご自身のスマホ (会場のQRコード ^(注1) を読み取り作成した場合)	
③	市区町村の申告会場	全て	
④	青色申告会、商工会などの指導会場	全て	

(注1) 「QRコード」は㈱デンソーウェーブの商標登録です。
(注2) ①及び②の「ご自身のスマホ」の場合のe-Taxは、ID・パスワード方式により送信した場合に限ります。

※ 「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得のいずれかがあり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。

なお、ご自宅で手書き作成した申告書を提出された方など、「確定申告のお知らせ」はがき等の送付対象に該当しない方で、翌年も申告が必要と見込まれる方に対しては、確定申告書用紙を送付しています。

※ 所得税又は消費税の申告を、ご自宅等からマイナンバーカード方式を利用してe-Taxにより送信された方（各申告会場や指導会場においてご本人の電子証明書のみを付してe-Taxにより送信された方を含む。）や、税理士に依頼して作成・提出された方には、「確定申告のお知らせ」はがき等が送付されません。

e-Taxをご利用の場合は、e-Taxにログイン後、メッセージボックスにて「申告のお知らせ」をご参照ください。

(e-Taxのメッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書での認証が必要になります。)

○ 確定申告書等の用紙が必要な方は、裏面をご確認ください。 (裏面もご確認ください)

手書きにより申告書を作成される方へのご案内

- 手書きで作成する場合、申告書や手引きは
国税庁ホームページからダウンロードできます。



国税庁ホームページ
の様式ダウンロード
ページへはこちらから

- インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の
用紙が必要な方は、管轄の税務署へお問合せください。
※ 確定申告書等の用紙は、税務署、申告会場及び指導会場で配付しています。

確定申告書等の作成は「国税庁ホームページ」が便利！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、
所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。



確定申告書の
作成はこちら
から！！

確定申告



STEP

2 申告書等を作成

画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書等が作成でき、
自動計算なので計算誤りはありません！

STEP

3 申告書等を提出

申告書等の提出はe-Tax(データ送信)または郵送等で！

e-Taxで送信

e-Taxで送信するためには、事前に
準備が必要です。



印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。



プリンタをお持ちでない場合も、コンビニ等の
プリントサービス(有料)を利用すれば印刷できます。